診療報酬(調剤技術料)

平成29年11月16日 内閣官房行政改革推進本部事務局

厚労省が目指す「かかりつけ薬剤師・薬局」

〇 地域で暮らす患者本位の医薬分業へ

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
- O ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
- ・患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
- 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応·在宅対応

- ☆ 夜間・休日、在宅医療への対応
 - ・24時間の対応
 - 在宅患者への薬学的管理・服薬指導
 - ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 疑義照会・ ☆ 副作用・服薬状況処方提案 のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネット ワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談 や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への 受診勧奨

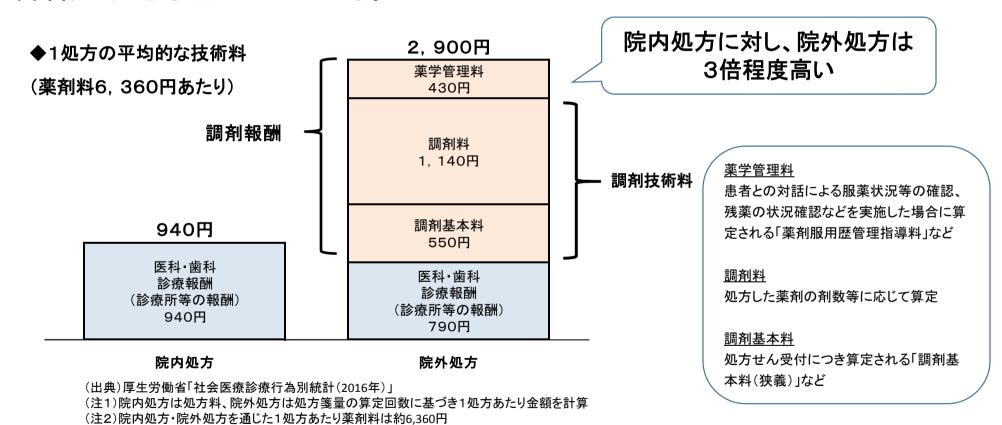


薬物療法の安全性・有効性の確保、医療費の適正化

(厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」(平成27年10月)より抜粋)

院内処方と院外処方のコスト差

○ 処方する薬剤が同じ金額の場合でも、院内処方と院外処方で診療報酬(技術料)に大きな差が生じている。



薬局数は近年増加し、機能や形態が多様化している。

- 大型含む門前薬局が多数であり、面分業をおこなっている薬局は少数。
- (注)「面分業」: 様々な医療機関からの処方せんの受付
- 大手調剤チェーンが増加し、多店舗展開により収益率が高くなる傾向。
 - ※ 門前薬局 : 病院の付近にあり、主としてその病院の処方箋を対象とする保険薬局
 - ※ 大手調剤チェーン : 20店舗以上の店舗をもつ大手保険薬局



厚生労働省が目指すべき「かかりつけ薬局」が実現しているとはいえないのではないか。

(処方せん受付1回あたり)

薬局の形態に応じて調剤基本料に差を設けている。

- 調剤基本料1(410円): 下記以外の場合
- 調剤基本料2(250円): 次のいずれかに該当
 - (イ)処方せん受付 月4千回超、かつ、集中率70%超
 - (ロ)処方せん受付月2千回超、かつ、集中率90%超
 - (ハ)特定の医療機関からの処方せん受付月4千回超
- 〇 調剤基本料3(200円):

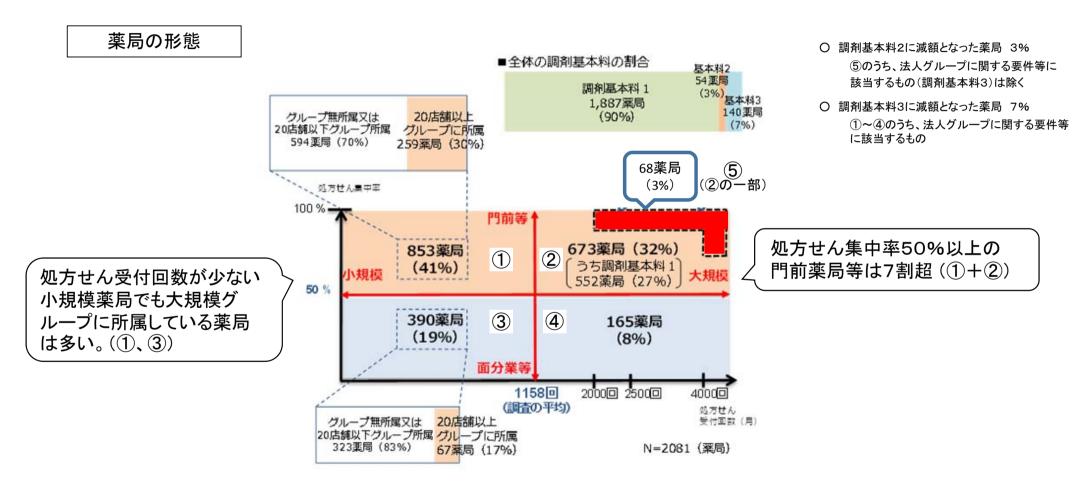
法人グループ全体の処方せん受付月4万回超、かつ、

次のいずれかに該当

- (イ)集中率95%超
- (ロ)特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係あり
- ただし、かかりつけ薬剤師指導料等を薬剤師一人当たり月100件以上 → 調剤基本料1

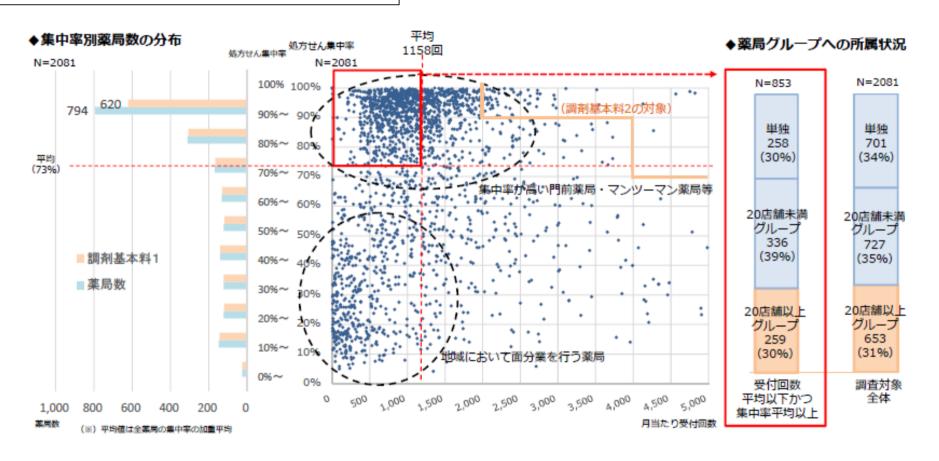
※集中率とは

特定の医療機関から の処方せん受付率



(財務省「平成29年度予算執行調査(総括調査票)」を基に作成)

集中率別薬局の分布とグループへの所属状況



(財務省「平成29年度予算執行調査(総括調査票)」より) ※ 前ページ図と同調査

1店舗あたりの保険薬局の店舗数別損益状況

(単位:千円)

1店舗あたりの状況	同一法人の保険薬局の店舗数			
	1店舗	2~5店舗	6~19店舗	20店舗以上
I. 収益	150,076	157,490	154,771	220,134
Ⅱ. 介護収益	79	186	648	563
Ⅲ. 費用	144,444	151,440	142,442	194,036
1. 給与費	32,500	30,871	28,493	29,514
2. 医薬品等	95,374	105,641	99,781	141,903
Ⅳ. 総損益差額	5,710	6,235	12,976	26,661

複数の**大手調剤チェーン**において **不正に保険請求**をした事例が発生

処方せん集中率を実態よりも低くし、 高い調剤基本料が算定できるよう、実際に医薬品を調剤した薬局とは別の薬局に処方せんを送付し、送付先の薬局で調剤したものとする事例など

(出典)第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告(平成29年実施)

論点

調剤技術料は、薬局のどのような機能や付加価値を評価して設定されているものか。また、調剤報酬により生じる院内処方と院外処方のコスト差は、薬局の実態や院外処方の付加価値に照らして妥当な水準といえるのか。

薬局の果たす機能、薬局の形態による収益性の差異を踏まえ、現在の調剤基本料の設定の在り方は適正といえるのか。